

「地域未来投資促進法」に関する各種手続きについて

●地域未来投資促進法の概要

概 要	<p>地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体が行う取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資するものです。</p>
根拠法令・例規	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 ほか</p>
対 象 地 域	<p>「鹿児島県基本計画」に定める集積区域 …志布志市集積区域 別紙のとおり</p>
対 象 事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> ① 本県のエレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした電子関連産業分野 ② 県内企業が保有する機械加工等の技術力を生かした自動車関連産業分野 ③ 本県のさつまいも、豚等の農林水産物を活用した食品関連産業分野 ④ 本県の食品関連産業・電子関連産業等の集積により蓄積された技術力を生かした健康・医療関連産業分野 ⑤ 本県の電子部品製造等の技術力を生かした航空機関連産業分野 ⑥ 県内市町村等が運営するインキュベートルーム等の施設を活用した情報通信関連産業分野 ⑦ 本県の森林・海洋などの自然環境を生かした環境・エネルギー関連産業分野 ⑧ 本県の世界自然遺産、世界文化遺産等の観光資源を生かした観光関連産業分野
支 援 措 置	<p>(1) 人材に関する支援措置 ○海外市場展開等の専門人材による人的支援 ・地域中核企業創出・支援事業</p> <p>(2) 設備投資に関する支援措置 ○課税の特例 ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置 ⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除 ⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除 ※ただし、上乘せ要件を満たす場合は以下のとおり ⇒機械・装置等：50%特別償却、5%税額控除 ○地方税の減免に伴う補てん措置 ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん</p> <p>(3) 財政・金融面の支援措置 ○地域経済牽引事業に対する補助等 ・地方創生推進交付金（29年度予算 1,000億円）の活用 ・省エネ補助金（29年度予算 672.6億円）、サポイン補助金（29年度予算 130.0億円）の活用</p> <p>(4) 情報に関する支援措置 ○候補企業の発掘等のための情報提供 ○IT活用に関する知見の支援</p> <p>(5) 規制の特例措置等</p>

	<p>○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法の緑地面積率の緩和 ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化 ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加 <p>○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮</p> <p>○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設</p>
--	---

●計画申請手続のスケジュール

1 「地域経済牽引事業計画」の作成

<p>地域経済 牽引事業計画</p>	<p>地域経済牽引事業を実施しようとする事業者が、基本計画に基づき、事業計画を作成するもの。</p> <p>※地域経済牽引事業 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業</p>
------------------------	--

＜流れ＞	＜手続き・提出書類＞
<p>①申請 (事業者→県)</p>	<p>事業者は、単独で又は共同して、地域経済牽引事業計画を作成し、促進区域を管轄する都道府県知事へ申請します。(法 13 条第 1 項・法第 17 条に規定する省令第 1 条) (正副 2 通)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(提出書類)</p> <p>①地域経済牽引事業計画の承認申請書 (様式第 1)</p> <p>②定款の写し (法人の場合) 1 部</p> <p>③最近 2 期間の事業報告・貸借対照表・損益計算書 1 部 (これらの書類がない場合は、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類で可)</p> <p>④その他 (必要に応じ企業概要、パンフレット、計画図面等を添付)</p> <p style="text-align: center;">(提出先)</p> <p>〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県商工労働水産部産業立地課立地環境整備係 TEL : 099-286-2985</p> </div>
<p>②承認 (県→市)</p>	<p>県知事は、申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、承認され、通知されます。(法第 13 条第 4 項)</p>

<p>③変更の申請 (事業者→県)</p>	<p>事業者は、集積区域を管轄する県知事に、関係書類を提出します。(法第17条に規定する省令第2条)(正副2通)</p> <p>(提出書類)</p> <p>①定款に変更があった場合には、その変更後の定款 ②最近2期間の事業報告・貸借対照表・損益計算書 1部 ③その他</p> <p>(提出先)</p> <p>〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県商工労働水産部産業立地課立地環境整備係 TEL: 099-286-2985</p>
<p>③実施状況の報告 (事業者→県)</p>	<p>事業者は、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の各事業年度終了後、原則として3月以内に、その承認をした都道府県知事に報告する必要があります。(国規則第36条)</p>







2 固定資産税の課税免除に関する申請

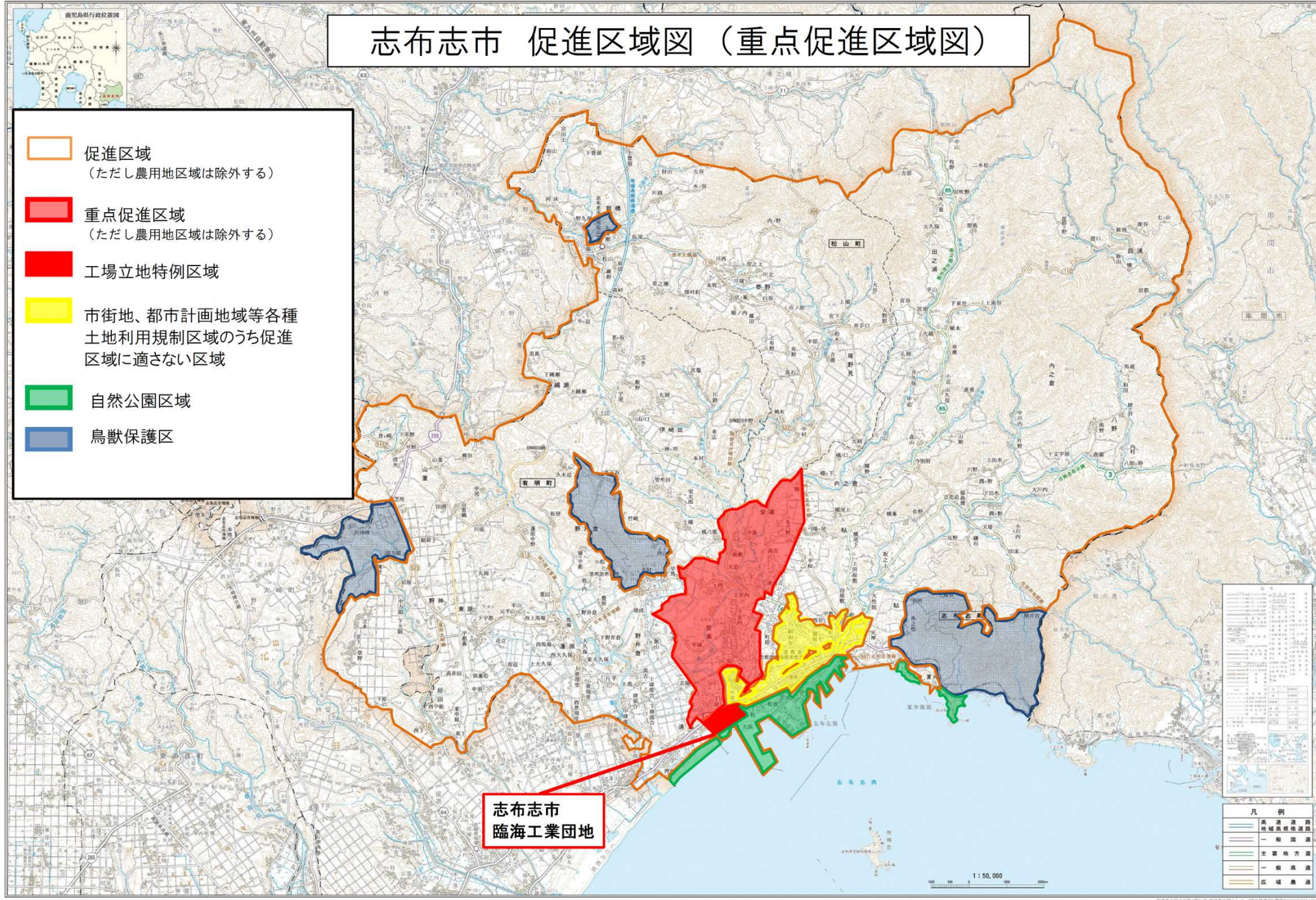
<流れ>	<手続き・提出書類>
<p>①課税免除申請書の提出 (事業所→市)</p>	<p>固定資産税の課税免除を受けようとする申請事業者は、固定資産税の課税免除申請書を提出します。(市規則第2条)</p>
<p>②通知書の交付 (市→事業所)</p>	<p>市は、指定申請書を受理し、審査し認めるときは、申請事業者に対し、固定資産税の課税免除承認(不承認)通知書(様式第2号)により、事業者に通知します。(市規則第2条)</p>
<p>⑤各種届出 (事業所→市)</p>	<p>事業者は、<u>承認の日から最後の課税免除を受ける年度の末日までの間</u>において、対象施設の事業の廃止又は休止があったときは、事業廃(休止)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。(規則第4条)</p>

※なお、事業者が以下のいずれかに該当したときは、指定を取り消し、課税免除が取り消されます。




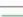


- (1) 承認地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

志布志市 促進区域図（重点促進区域図）

-  促進区域
(ただし農用地区域は除外する)
-  重点促進区域
(ただし農用地区域は除外する)
-  工場立地特例区域
-  市街地、都市計画地域等各種
土地利用規制区域のうち促進
区域に適さない区域
-  自然公園区域
-  鳥獣保護区



	高速道路
	地域高規格道路
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	広域農道

凡例	
	促進区域
	重点促進区域
	工場立地特例区域
	市街地等各種土地利用規制区域のうち促進区域に適さない区域
	自然公園区域
	鳥獣保護区

この図は、国土利用局長の承認を経て、国院発行の図形等の複製権を有しているものである。(承認番号 甲 23 九 第 41 号)